

第95回接続料の算定等に関する研究会

日時 令和7年5月16日（金）10:00～11:16

場所 オンライン会議による開催

出席者 （1）構成員

相田 仁 座長、関口 博正 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、高橋 賢 構成員、武田 史子 構成員、
西村 真由美 構成員

（以上7名）

（2）オブザーバー

東日本電信電話株式会社 田中 康之 相互接続推進部 部長
種村 青治 経営企画部 営業企画部門
部門長

西日本電信電話株式会社 木下 雅樹 経営企画部 営業企画部門
部門長

熊崎 裕亮 相互接続推進部 制度・料金部門
部門長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 部長
野平 秀典 相互接続部 推進1グループ
グループリーダー
田淵 翔 相互接続部 推進2グループ
グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 部長

原 裕樹 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 担当課長

植田 朝子 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会運営分科会主査

三宅 義弘 MVNO委員会運営分科会副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
小畑 至弘 常任理事
立石 聡明 副会長兼専務理事
一般社団法人IPoE協議会
石田 慶樹 理事長
株式会社NTTドコモ 東原 弘 経営企画部 接続推進室長
近藤 史顕 経営企画部 料金企画室
担当部長

(3) 総務省

湯本総合通信基盤局長、吉田総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐

■議事概要

- モバイル接続料の検証について
 - ・ 事務局より、資料95-1について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法について
 - ・ 事務局及び東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社より、それぞれ資料95-2及び資料95-3について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ モバイル接続料の検証について

【相田座長】 座長の相田でございます。本日の議事進行を務めさせていただきます。

それでは、ただいまから、接続料の算定等に関する研究会の第95回会合を開催いたします。

本日、構成員は、オンライン会議にて、西村暢史構成員を除く7名の出席となっております。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。まず、議題(1)は「モバイル接続料の検証について」でございます。本件につきましては、昨年度に届出がなされたモバイル接続料について、総務省の検証を踏まえ、更なる適正性を確保するための論点について事務

局より御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より資料95-1に基づき説明)

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして御質問、御意見がございます構成員の方は、挙手いただければ私のほうで順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。いかがでございましょうか。

それでは、まず高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋です。資料90ページの原価の適正性の確保に向けた論点のステップ1の空中線設備について、資料に記載されているような悩ましい問題があり、意見を聞いていくとなかなか決めづらいという点があると思います。そのため、影響から逆引きして、比率を決めてしまうということも考えられるかと思えます。影響からの逆引きの幾つかのシミュレーションをして、比率を決めてしまうという方法も検討してはいかがかと思えます。これはコメントです。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、今の高橋構成員からのコメントにつきまして、事務局から何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。そういった考え方も一つあるのではないかという御意見だと思いますので、ヒアリングの結果等も踏まえて御議論いただければと思っております。

【相田座長】 では続きまして、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井です。全体について、よくまとまっていると思います。設備の冗長化に関する論点について、どのように冗長化するかという点につきMVNOとMNOとの間で大体話合いがまとまりつつあるということは良いことだと思います。しかし、例えばNTTドコモやその他のMNOも、冗長用の設備については、ふだん使っていないため、その分については接続料に含めないという説明をされていると思います。そこまで影響はないのかもしれませんが、理屈だけ述べれば、もしその冗長用の設備によってネットワークの品質が上がるのであれば、また、それをMVNOも使えるのであれば、場合によれば

接続料に算入してもおかしくはないと思います。他方、それは実際の大きさと、また、そこまで一々配線を引かなければいけないという点もありますので、その辺も考慮して、適当なところで妥協点を結べばいいと思います。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、事務局から何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。なかなか説明が難しいところですが、冗長分にも2種類あるということかと思っております。例えば121ページの表、非開示の部分ですが、御覧いただければと思います。①冗長分を含む設備容量と、②接続料算定に用いる需要の数字は差がありますが、この差分であるMNOの冗長設備に係る費用については接続料原価に含まれていますので、接続料で皆さんで負担しながら使っていく部分になっているかと思っております。他方で、MVNOがPOIを二重化する際に、緊急時用のPOIのために更に冗長分の帯域を確保しておくということは、それはそれで冗長の確保の仕方としてあるのかもしれませんが、そこは普段は使わない部分なので二重に接続料はいただかないということにして、冗長にも2種類あるということかと認識をしております。具体的な質問等ありましたら、事業者にも質問いただければと思います。

【相田座長】 酒井先生、よろしいでしょうか。

【酒井構成員】 どうもありがとうございます。その冗長分というものをMVNOも全部享受するようなものであれば接続料に算入しても良いと思いますし、そうでないものであれば算入する必要はないと思っております。その線引きが難しければ、適当なところでやればいいのかと思います。

以上です。

【相田座長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、関口構成員、お願いいたします。

【関口座長代理】 ありがとうございます。関口でございます。120ページの東西間の冗長性確保について、MVNOさんも全国規模で事業展開されている場合には、東京又は大阪拠点のどちらかがいっぱいになったときは片方流してあげるといったことも必要になると思いますので、エリア内の冗長性確保だけではなくて、東西間でも確保できるようにしていただくことを促進することも業界のために良いことだと思っております。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、事務局から何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。昨年の説明に比べると、今年の状況を見ると、先生御指摘の部分は良い方向に進展してきているかと思いますが、引き続き、ほかの事業者の状況も確認し続けていくということかと理解しております。ありがとうございます。

【相田座長】 ほかにいかがでしょうか。この件につきましては、次回、事業者ヒアリングを予定しております。事業者にお聞きになりたい事項等ございましたら、事前に事務局まで御連絡いただければ、事業者の説明を準備していただくことも可能かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 関門系ルーター交換機能の接続料の算定方法について

【相田座長】 それでは、2番目の議題に移りたいと思います。議題の(2)は「関門系ルーター交換機能の接続料の算定方法について」でございます。本件は、本研究会第六次報告書の内容を踏まえ、関門系ルーター交換機能の接続料の算定方法について検討を行うものです。まず事務局より御説明いただいた後、NTT東日本・西日本からヒアリングを行い、それらを踏まえて意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より資料95-2に基づき説明)

【相田座長】 ありがとうございます。それでは引き続き、NTT東西に対するヒアリングを行いたいと思います。

それでは、NTT東日本・西日本様、御説明をお願いいたします。

【NTT東日本・西日本】 NTT東日本の田中でございます。東西を代表して田中から御説明いたします。

まず表紙ですけれども、ゲートウェイルーターの接続料算定方式に係る当社の考え方について、これから説明させていただきます。

ページをめくっていただいて、「はじめに」のところです。今、事務局からも説明があったように、当分の間、経過措置として利用中止費の扱いとすること、及び算定については

網改造料に準じることとして、現時点においても同様の対応をしております。なお、第六次報告書においては、当社の単県P O Iの開設に伴い、VNE事業者様が利用するP O I種別、ポート数の変動が生じたり、各社の戦略に応じてP O Iの利用形態が多様化したりするといったような変動期においては原則に戻すことが適当でないということで2025年に改めて検討することとされておりますので、本日は、P O Iの開設状況及びVNE事業者様の各P O Iの利用状況並びに私たちの算定方法に関する考え方について説明させていただきます。

次のページ、よろしく申し上げます。I P o E方式のP O I開設状況及び追加となった開設の計画について御説明いたします。

まず1ポチ目について、本件に関わる前回のプレゼン時、2022年4月から現在に至るまで、橙色の25県において、単県P O Iが開設済みとなっています。黄色の2県においては今月末に開設予定で動いております。また、第六次報告書取りまとめ時点で開設計画が具体化していなかった緑色の残りの6県については、事業者様と協議をさせていただいて、御要望に基づいて、2027年から2028年の間の開設を目指して現在調整を進めております。

次のページをお願いします。各P O Iの利用状況について、前回のプレゼン時、2022年2月に比べてどういう状況になっているかという点を簡単にまとめてございます。まず全国P O Iについては、複数事業者様の利用中止によって利用ポート数が減っております。続いてブロックP O Iについて、単県P O I未開設のところは除いてどうなっているかという、やはりここも複数事業者様の利用中止による利用ポート数の減という状況になっています。3つ目のレ点のところ、単県P O Iについては、全P O Iで利用ポート数が増えている状況になっています。

これらの変動、今後もP O Iの開設が継続するということを踏まえると、トラヒックが増えているという定常的な増設だけでなく、当面の間は単県P O Iへの移行が段階的に行われるのではないかと想定しています。なお書きのところについて、事業者様においてどの程度、移行のばらつきというか、余地があるかといった点を数字上確認しまして、※印で記載しておりますが、事業者様ごとの利用中止率について、分母を利用開始ポート数とし、分子を利用中止ポート数として算出してみたところ、事業者様によってやはりばらつきがあるということで、0から66.7%となっております。そういう状況ですので、事業者様によって、スピードも異なりますし、戦略的な経営計画といったものに基づいてやって

いるということが見えると思います。また、まだまだ余地があるということもこうした数字から読み取れるのではないかとということで、補足的に載せています。

最後のところ、VNE事業者様との協議状況について、これはいつか利用中止費の扱いが原則に戻るということも踏まえて、利用中止時期の具体化といった移行に必要な検討要素について、資料に記載の回数でディスカッションを行わせていただいております。

次ページ以降は、VNE事業者様の各POIの利用状況についてまとめているものがございますけれども、こちらは御確認いただければと思います。

では、めくっていただいて最後のページです。最後のまとめについて、2025年4月現時点においてもVNE事業者様が利用するPOI種別・ポート数については、やはり変動が生じているのではないかと、また、今後においても一部事業者様から御要望いただいているという点、そして第六次報告書の取りまとめ時点では具体化されていなかった単県POIの開設計画も追加となったという点、これらを踏まえると、POI開設に伴う変動は今後も続くということが想定されます。

「したがって」のところですが、現時点においても変動期が続いているため、網使用料での算定に戻すのは適切ではないのではないかと考えています。経過措置の継続要否については、先ほども御説明しましたとおり、単県POIの開設完了後にVNE事業者様がどういった計画をしているか等、そうした点を踏まえて丁寧に検討することが必要ではないかと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明及びNTT東日本・西日本さんからの御説明につきまして御質問、御意見ございます構成員の方は、また挙手いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

では、私から。今回の本題からは少し外れますが、単県POIに移行するために、又は移行した後に、集約POI又はブロックPOIの利用を中止される事業者さんがいらっしゃるということでした。この利用中止費の計算方法において、単県POIに移る場合と、現状おそくないのかと思いますが、本当に事業撤退するからやめるような場合での利用中止費の扱いは全く同一なののでしょうか。もしPOIを移すことによって転用可能な設備等があるのであれば、その分は何がしか考慮されてもいいのかなという気もします。

【NTT東日本・西日本】 田中です。まず、同じか別かということ、考え方は同じでございます。その中で、結局転用できるかどうかというのは、そのときのネットワークの状

況等によりまして、転用可能であれば当然しますし、できなければしないということです。要は別ではなくて、同じ考えで計算しますが、そのときの状況に応じて転用可否を判断するというようになっております。

【相田座長】 転用可であったとしても、利用中止費の算定においては、それは特に影響しないということなのでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 それは網改造料のことでよろしいですか。

【相田座長】 はい。

【NTT東日本・西日本】 実際に創設費ベースで考えたときに、物品代と取付費というものがありまして、転用可の場合は、取付費の方のみいただくという考えでございます。

【相田座長】 要するに実際に転用可能、利用できるかどうかでもって、実際にかかる費用は多少異なるケースがあるという理解でよろしいでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 そうですね。おっしゃるとおりでございます。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかいかがでございましょうか。

それでは、佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。前回、議論して何年か経っているため、きちんと記憶していないところもあるので、幾つか確認になります。

まずは、資料95-3の5ページ、ポート数がどう変わっていったかという資料について、これを見ると、東日本の集約POIから、まずブロックPOIに移って、ブロックPOIから単県POIに移行しているように見えます。ただ、ブロックも北関東では減っていて、おそらく北関東を中心に単県POIに移って、東北や甲信越辺りは、単県POIが整っていないためまだ減っておらず、移行が進んでいない様子。これから単県POIの接続が増えると、東北等もブロックPOIが減り始めて、単県POIの接続に移行するという理解でよいでしょうか。

また、ポート数の増減は、移行だけではなく、トラヒックが伸びていくことで全体的にポート数が増えるといった傾向があるということですね。そこで、VNE事業者は何故単県POIに移っていくのか。トラヒックの伸びやトラヒックの面的な広がり、あるいは集約されたPOIに接続するためのコストといったものに何か閾値があり、移行が進むのか。県単位にだんだん移っていく実態や、VNE事業者が単県POIに移行する理由・メリットといった点について少し話していただきたいと思います。もう1点、数値的には西に比べて東は県単位のPOIへの移行が遅れているように見えるところ、これは単にコストメ

リットでの判断というか、トラフィックがやはり伸びていないといったマーケットの事情があるということなのか伺いたいと思います。

最後にもう一つ、基本的には、単県P O I への移行が進んでいけば、網使用料として接続料を設定することで良いのではないかという判断だったと思いますが、その前提となる考え方を伺いたいと思います。県単位の接続になると網使用料に変更しても、例えば長く使っていたVNE事業者の方の負担が減る、あるいは公平性が増すといった理由があるのでしょうか。各社が投資して自己負担したものが減価償却し終わっているといった経済的な理由があって、単県P O I に移行することで網改造費から網使用料へスムーズに移行できるといったことなのではないでしょうか。その辺の考え方も併せて説明いただけるとありがたいです。

以上です。

【相田座長】 それでは、NTT東日本・西日本さん、お願いできますでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 まず、東北等のエリアについて、おっしゃるとおり、単県P O I の開設が進めば、ブロックP O I も減ってくると思っています。

2つ目、ポート数というのは何によって変動するのかといった点について、おっしゃるように、トラフィックが伸びれば当然ポート数は足りなくなるため、増設するということがあります。

3つ目、何でVNE事業者様が県単位に移っていくのかという点について、我々の立場から言えば、お申込みいただいているからということになりますが、おそらく単純に言うところ経済原則に則しているということなのではないかと思っています。我々も実は全国集約P O I やブロックP O I を使っていただきたいと思っているのですが、それよりも自ら県間区間伝送路を調達した方が安いという、そういう経済原則に基づいてVNE事業者様が移られていると思います。

4つ目が、西に比べて東が遅れているのはなぜかという点について、我々にお申込みいただいたタイミングがそうだったということにはなりますが、おそらく先ほど申し上げたように経済原則に基づきながら、VNE事業者様のほうで様々検討した結果、そうした順番になっているのではないかと想定でございます。

最後に、県単位への移行が進めば網使用料に切り替えて良いというその前提の考え方について、我々が思っているのは、利用中止費がやはり問題になっていると思います。要は単県P O I に移行されれば、佐藤先生からも御指摘があったように、例えばブロックP O

Iが利用中止になるということがあります。そうすると当然、装置が転用できるかどうかといった話もありますし、ただ、それ以外に設置費用といったものを必ず頂くということになりますので、そのような中で、網使用料として接続料を設定すると、利用中止費が、その利用中止に関係ない事業者様にも負担が転嫁されてしまうということで、その点が今回の議論のポイントだと思っています。単県POIが全部開設されて一定の時期が過ぎれば、そうしたことが落ち着くのではないかとということで、このような考えを申し上げております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

【佐藤構成員】 少し分かってきました。そういう意味では、集約POI中止のコストが本当にどのぐらいあるのかという点を何か数字で確認できると良いと思います。単県POIに移ることで発生する集約POI中止に伴う費用が大きければ移行しないはずで、集約POI中止に伴うコストがどのように発生するのか、移行のタイミングで、償却も終わってくる設備等があるかもしれません。ポート等転用できれば、トラヒックが伸びていて他事業者に使ってもらえれば、中止のコストも変わるかもしれない。集約POIから単県POIに移行するにあたり、意思決定に必要なリアルなコスト、負担について、その時間軸や需要の変動に伴いどのように動いていくのか見るといいと考えます。

もう1点だけ、VNE事業者に対する意思決定の経済的な背景を伺いましたが、NTT東西さんに対する経済的な影響を教えてください。集約POIでつないでくれたほうが、NTT東西としては各県に県単位で作らなくてよい分、コスト的には良いようにも思うのですが、県単位にして、VNE事業者さんの要望に応じて投資を打っているということは経済的にはマイナスなのか。あるいは、コストベースで料金を設定していれば、どちらにつないでいただいても損も得もないメリットもデメリットもないということでしょうか。NTT東西としてはどのような負担や利害があるのか、教えてください。

【NTT東日本・西日本】 まず最初の御質問について、転用できるかどうかは状況によってまちまちなので、個人的な所感ですが、トレンドのようなものを出すのは少し難しいかと思います。

2つ目について、要は集約的なほうが良いのか、それとも県単位のほうが良いのか、NTT東西としてはどちらが良いかという点について、確かにゲートウェイルータ自体の費用はVNE事業者様に負担いただいておりますが、ただ、そこまで接続するまでの設備や網内のことを踏まえると、正直、集約されている方が我々のネットワーク的には効率的なの

ではないかという点はございます。ただ、やはりVNE事業者様は戦略的パートナーですので、お互いがウィン・ウィンになるところを見い出しながらやっているというのが現状だと思っています。

以上になります。よろしく申し上げます。

【佐藤構成員】 丁寧に答えていただいたと思うので、基本的な点は少し分かりました。ありがとうございました。

【NTT東日本・西日本】 ありがとうございます。

【相田座長】 ほかにいかがでございましょうか。

では私からも、今の佐藤先生からの御質問に多少関連しますが、今のこのPOIの利用状況を見ると、一部のブロックPOIではもう利用者がいなくなるケースが考えられるという状況になりますと、これはもうPOI自体を廃止するというようなことになるのでしょうか。そうした場合、今度10者目の事業者が繋がりたいといった希望を出したときに、そこはもう使えないというようになるのか、そこについてお考えをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 要はブロックPOIについて、もう全事業者様が使わなくなった場合で、かつ今後も使われないだろうというときには、基本的に無駄な設備になってしまうので、それは閉じるということになるかと思っています。

【相田座長】 そういう10者目が出てきそうかどうかという雰囲気も踏まえながら、そこは判断されるということでしょうか。

【NTT東日本・西日本】 おっしゃるとおり、出てくるのが分かっているやはり潰すというのは非効率のため、そうした点も鑑みながら判断していくということでございます。

【相田座長】 ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。

特にございませんようでしたら、この件につきましては、これで本日の意見交換は終了したいと思います。先ほどの1件目の議題を含めまして、本日終了後、追加でお聞きになりたい事項やコメント等ございましたら、事務局にて取りまとめていただきますので、来週の金曜日、5月23日までにメール等で事務局までお寄せいただければと思います。

それでは、次回の会合等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

【相田座長】 以上で事務局に御用意いただいた議題は終了いたしましたけども、全体を通じまして御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、これをもちまして第95回会合を終了したいと思います。本日も御参加いただき、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

以上